

令和元年第3回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

日時 令和元年 9月 6日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和対策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富士 青美	議 会 事 務 局 係 長	吉川 明宏
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

5番 福井 保夫 議員

- ①安堵町成人式について
- ②高齢者の運転免許証自主返納について
- ③投票所について
- ④小学生の放課後の状況について

2番 増井 敬史 議員

- ①水道本管の老朽化に係る耐震化の進捗状況について
- ②県営水道への転換について
- ③拉致被害者を救う会の映画「めぐみ」の小学校・中学校での上映について
- ④拉致被害者を救う会の啓発ポスターの掲示について

1番 松田 勝 議員

- ①アライグマによる被害の実態と対策について
- ②台風、地震などの災害時及び犯罪発生時の臨時休校の基準について

6番 島田 正芳 議員

- ①防犯カメラの設置について

3番 三浦 博 議員

- ①自治会館、公民館のバリアフリー化に伴う町の費用補助について
- ②安堵町避難所マップでは16カ所の公民館、集会所、自治会館が緊急避難場所と
なっています。これら施設の現状把握と改修・改築・補修にかかる整備費用の補助
は必要なことではありませんか。

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名。

定足数に達しております。

会議は成立いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

5番 福井保夫議員、2番 増井敬史議員、1番 松田勝議員、3番 三浦博議員、6番 島田正芳議員、以上、5名です。

質問は受付順に行い、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

それでは、5番 福井議員の一般質問を許します。

ちょっとすみません。あらかじめ、皆さん方をお願いしておきますけども、議事録を取るのに、机上にありますマイクがね、どうもちょっと議事録が聞きづらいということもございますので、かなり老朽化しておりますので、できますならば、ここへ予備的にマイクも、別にまた用意いたしますので、この発言席へ来ていただいて、答弁者も、理事者側も一緒に、発言するときは、ここへちょっと出てきていただいて発言していただければ、鮮明に聞こえるということでございますので、御協力をお願いいたします。

それでは、5番 福井議員の一般質問を許します。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

5 番（福井保夫） おはようございます。5 番、福井です。

まず、1 番目に「安堵町成人式について」。

奈良市では成人年齢が18歳に引き下げられる令和4年、2022年以降の成人式について、引き続き、二十歳を対象とするようですが、安堵町はどうするか伺います。

2 番目に、「高齢者の運転免許証自主返納について」。

高齢者の交通事故が増えています。

高齢者の運転免許証自主返納者への特典を、検討してみてもどうか伺います。

3 番目に、「投票所について」。

投票所を7月の参議院選挙より、8カ所から5カ所に減らしました。

前回の国政選挙、衆議院選・参議院選との投票率の比較、また苦情等はあったか伺います。

4 番目に、「小学生の放課後の状況について」。

千葉大学の木下教授が、2017年度に宮城県気仙沼市で全小学校1,847人、2018年度に千葉市の小学校1校425人から調査をした結果、都市部・都市部意外に関わらず、7割以上が放課後に外遊びせず、1割以上が遊ぶ友達が一人もいないという結果が出ています。

安堵小学校の状況はどうか伺います。わからなければ、一度調査をしてみてもどうか伺います。

以上、4点です。

議長（森田 瞳） はい。それでは、1 番の「安堵町成人式について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 改めまして、おはようございます。教育委員会事務局教育総務課の吉田でございます。

ただいまの福井議員の質問にお答えいたします。

安堵町の成人式につきまして、現在は、その年度中に20歳を迎える方を対象に成人式を実施しております。

このたび、民法の一部を改正する法律が成立いたしましたことにより、令和4年の4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

議員仰せのとおり、奈良市では本年6月の定例市議会におきまして、現行と同様に、引き続いて、20歳の方を対象に成人式的な行事を実施するという意向を示されました。

その理由としましては、18歳では、進学、また就職の時期と重なって本人や保護者への負担が大きく、不参加者数も増加することが予想されるということから。とのことでございます。

令和元年の6月に国が行った意向調査によりますと、既に方針を決定しているという市町村は、全市町村中の6.5%にとどまっております。

しかし、この方針を既に決定している大半の市町村は、現行のまま、20歳の方を対象に成人式的な行事を実施予定ということになっております。

このようなことから、安堵町といたしましても、奈良市などと同様に、現行どおり、20歳を対象に成人式的な行事を実施する方向で、今後、近隣の市町村の動向にも注視しつつ、検討を進めているという状況でございます。

今後、安堵町の広報誌、またホームページ等で周知させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） では、福井議員、自席で、そこで結構ですので、よろしくお願いいたします。

5 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5 番（福井保夫） 私も、20歳を対象に成人式的な行事をする方がいいと思います。

決まれば、周知徹底をお願いしたいと思います。

これで、この質問は終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて、2 番「高齢者の運転免許証自主返納について」答弁を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務部長

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） はい。おはようございます。総務部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違えによる事故が、多いという現状がございます。

また、死亡事故率については、10代と80歳以上の高齢者が突出して高い傾向にあります。

そこで、身体機能の低下等により、安全な運転に不安のある運転者等については、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促進する必要があります。

安堵町では、平成30年4月から運転免許証の自主的な返納を支援し、自動車の運転による交通事故の抑制と安堵町地域公共交通の利用促進を図ることを目的とする「運転免許自主返納支援事業」を実施いたしました。

支援事業の内容は、対象者一人1回に限り、安堵町コミュニティバス、奈良交通路線バスのかしの木台住宅路線及び奈良近鉄タクシー郡山営業所で利用ができます「安堵町おでかけ応援券3,000円分」を交付しております。

なお、この支援事業を利用する方が少数であることから、できるだけ多くの機会を通じて、周知するように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員、どうぞ。

5番（福井保夫） 斑鳩町は5,000円と聞いております。

また、10月より、70歳以上のドライバーに、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐ装置を自家用車に取り付けた際の費用の半分、上限3万円を補助するみたいです。これも、また負けたんかなという気がします。

職員の人も斑鳩町へよく移転しています。

また、職員の人だけでなく現町民が移転しないような策を、また魅力ある町づくりをお願いしたいと思います。

3,000円という金額、バスを利用してもらう意味では、もうちょっと上げてもいいのかなという気もします。そんなところです。この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、3 番「投票所について」答弁を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における安堵町の投票率は、46.05% でした。

前回の国政選挙との投票率の比較では、参議院議員通常選挙で 13.31% の減、平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員の総選挙では、7.63% の減となっております。

特に、今回、参議院選挙は、県内全ての自治体において、前回より投票率が減少しております。

したがって、安堵町も同様の傾向であると考えておりますので、投票所の数が減ったことによる大幅なマイナスではないと考えております。

苦情等につきましては、選挙管理委員会事務局で把握しているものでは、「投票所が遠くなった」、「投票所がわかりにくい」といった内容のもので、件数としては、10 件程度でした。

投票率の向上につきましては、選挙管理委員会の重要な責務と考えておりますので、さらなる周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5 番（福井保夫） 総務課、選挙管理委員会だけでなく、子供たちに関心を持たせるため、よく、高校生がしている模擬投票を、今後、中学生にしたり、また議会に関心を持たせる意味で、子供議会を実施したり、最近では香芝の 4 中学校で実施した中学生議会等、これに関しましては、また教育委員会の方で、教育の一環として、子供たちにそういう関心を持たせるということも、今後の投票率増につながってくると思います。

その辺、また、教育長にお願いして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて、4番「小学生の放課後の状況について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、福井議員の質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、全国的に都市部、また都市部意外に関わらず、子供を取り巻く環境の変化に伴いまして、外遊びに不可欠な要素である時間・空間・仲間、このようなものが減少し、子供が外で遊ぶ機会が減少してきているという現状があるというふうに認識しております。

安堵小学校においては、気仙沼市や千葉市で実施された、このような調査は実施していないために、実態としては把握できておりませんが、安堵町内の小学1年生から4年生の保護者を対象に実施いたしました「子ども・子育てに関するアンケート」、この中におきまして、放課後に子供を過ごさせたい場所について尋ねましたところ、低学年及び高学年ともに「自宅」という回答が最も多く、続いて「習い事や学習塾」あるいは「学童保育」というような順になっており、「公園」などという回答は比較的少数でございました。

このような保護者の意識や考え方も結果として、子供の外遊びの現象に影響してきているのではないかなと考えられます。

今後は保護者に対しましても、各家庭や地域において、子供が仲間づくりの場である外遊びの機会を持てるように働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、小学校においての調査の実施については、今後、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

5番（福井保夫） 前にも一般質問しました、自由にスポーツをしたり、遊べる場所が必要と思いま

す。それが、まず、外遊びに関しては一番の、と思います。

今後、遊水地もできます。やはり、そういうところに、自由に遊べる場所、家族で行ってスポーツをしたり、できる場所。子供たちが放課後、「あそこで遊ぼうや」と言うて集まる場所、まず、それが一番大事なんかなという気がします。

今後、遊水地に関しては、そういう場所も一つ入れていただきたいと思います。

よろしくお願いいたしますと思います。

これで、当選以来、37回、連続の一般質問を終わります。

次回も頑張ります。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。頑張りましょう。

はい。それでは、福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、2番 増井議員の一般質問を許します。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） おはようございます。議席番号2番 増井敬史でございます。

今回は、4項目につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目「水道本管の老朽化に係る耐震化の進捗状況について」ということでございます。

水道本管の耐用年数40年の更新時期が経過している未耐震の水道本管は、本町内で何キロ残っており、耐震基準に準拠した水道本管への更新は、あと何年掛かるかということについてお伺いいたします。

2番目「県営水道への転換について」、質問したいと思います。

現状、県営水道へ転換すると伺っておりますが、町の水道事業は、今後、どのような計画で、いつ、県営水道に転換するのかということについて、具体的な計画をお伺いしたいと思います。

3 番目「政府拉致被害対策本部の映画「めぐみ」の小学校・中学校での上映について」、お伺いします。

北朝鮮による拉致問題への解決に向けて、若年層の理解を深めようと、横田めぐみさんを題材に作成されたドキュメンタリーアニメ「めぐみ」についてお伺いします。

政府は拉致問題を最重要課題とし、アニメも活用した教育現場での啓発を打ち出しています。安堵小学校・中学校において、このアニメの上映会を開催するという取組について、どのように考えておられるのかお伺いします。

4 番目「政府拉致問題対策本部の啓発ポスターの掲示について」。

ポスターというのは、こういうポスターでございますけども、この啓発ポスターの掲示について、小学校・中学校にポスターを掲示して、北朝鮮による拉致された日本人が、いまだに帰国せずに拘束されているという人権侵害の問題について、小学校・中学校の生徒に、ポスターの掲示により周知していただきたいと思います。

この件に関して、どのように考えておられるか、取組についてお伺いいたします。

最後になりますが、また当町の公共施設に掲示して、住民の皆様にも周知することについて、どのように考えておられるのかお伺いいたします。以上です。

議長（森田 瞳） 1 番「水道本管の老朽化に係る耐震化の進捗状況について」答弁を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。上下水道課の廣瀬でございます。よろしく願いいたします。

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の未耐震水道本管につきましては、平成 28 年 9 月議会で増井議員の一般質問において、御説明させていただいたとおり、約 10 キロ、ございます。

また、平成 29 年 8 月の総務産業建設常任委員会及び全員協議会において御審議いただきました。今後、下水道工事と付帯するもの、また、片圧送、両圧送にする、いわゆるループ化などの工夫をすることで、現実的に工事を要する延長は、約 5 キロ程度となる予定でございます。

また、議員御指摘の耐用年数についてでございますが、法律上は、40年以上経過している水道本管の更新が必要です。しかし、現実的にはメーカーが推奨している耐用年数は、60年から100年でございます。

町といたしましては、住民負担を考慮し、令和9年度までの10年間について、具体的な更新計画を策定しているところでございます。

今後、県営水道への転換も進めている中、本年度より、アセットマネジメント計画及び経営戦略を策定し、住民負担を考慮した上で、少しでも早く完了できるように取り組んでいきます。以上でございます。

2 番（増井敬史） 議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

今の説明で計画については、おおよそ理解はできました。

大規模震災発生時に一番必要となりますのは、水の確保です。極力、断水しないようにふだんから計画的に耐震化を進めて、継続する努力をする必要があると考えております。

しかし、県営水道に転換すれば自己水がなくなります。近年、地震などの災害が多発しておりますけれども、災害時の対策をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。以上です。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬好郁） ……。

議長（森田 瞳） 今は、県営水道のことに関しての……。

これは、次の県営水道ですな。

2 番（増井敬史） 失礼しました。間違えました。すみません。

議長（森田 瞳） そしたら、1 番の老朽化のこのことに関しては、これで、もう、終わりですか。

2 番（増井敬史） いえ、いえ、ごめんなさい。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 失礼しました。ちょっと、順番を間違えました。

議長。はい。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

2 番（増井敬史） 今の説明で耐震化の進捗状況については、理解できました。

それで、そこで本年度の耐震化の施工状況について、お聞かせいただきたいと思います。

どうも、失礼しました。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） ただいまの、議員御質問の施工状況についてですが、10年間の更新計画にもありますとおり、本年度は、笠目桃源住宅において、下水道工事と付帯して実施しております。施工延長については約260メートル、施工費用については約2,400万円でございます。舗装復旧については、下水道工事で行っているため、その分、安価に済んでおります。以上です。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 本年度の施工状況については、答弁いただきましたので理解できました。

先ほどの説明の中にありました、その、アセットマネジメント計画とは、どういうふうな方法というか、計画であるか、お聞かせいただきたいと思います。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、高度経済成長期などに、急速に整備された水道施設の老朽化が進行し、大規模な更新ピークを迎えつつあります。

持続可能な水道事業の実現には、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設更新・資金確保が必要であるため、効率的かつ効果的に水道施設を管理していくための計画でございます。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） ありがとうございます。それで、結構です。

その、県営水道の転換について、お願いします。

議長（森田 瞳） はい。ちょっと待ってください。

はい。それでは、1番をこれで終わります。

続いて、2番「県営水道への転換について」答弁を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） 廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

県営水道への転換につきましても、平成28年9月議会で増井議員の一般質問において、御説明させていただき、また平成29年8月の総務産業建設常任委員会及び全員協議会において審議いただきましたが、当水道事業は、浄水場の老朽化により施設の更新か、県営水道への転換化を選択する時期に来ております。

そこで、水道料金値上げによる住民負担、未耐震管の更新費用の確保を考慮し精査した結

果、県営水道へ転換する方がよいと判断しております。

転換の時期についても、現状の浄水場施設の維持管理状況を考えますと、来年以降、ろ材等の定期入替などが発生し、維持費が数千万円掛かる見通しでございます。

経費削減も考慮した上で、6月の全員協議会で、令和2年4月より県営水道100％へ切り替えることの御説明をさせていただき、御理解を得たものとして、県営水道とも話を進めております。以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） すみません、先ほどのと繰り返しになりますけども。

今の説明で、答弁で理解はできましたが、大規模震災発生時には、一番必要となりますのは水の確保でございます。

極力、断水しないように、ふだんからこのような耐震管への更新を継続する必要があると思いますので、今後、よろしくお願いします。

しかし、この県営水道へ転換すれば、自己水がなくなるということございまして、近年、地震などの災害が多発しております。その際、災害時の、どのように対策するか、方策等、ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） 議員御指摘の、災害発生時等の対策ですが、現在、斑鳩町、大和郡山市とも本管を接続し、バルブを開ければ給水可能な状態にあります。

融通給水協定も締結したことを、ここに報告させていただきます。

現在、県営水道の水は、御所浄水場から送られてきておりますが、桜井浄水場からも送れるように、桜井系統の管路修繕及び更新を交渉中でございます。

県営水道転換後になりますが、近い将来、両系統より受水が可能になります。

このことにより、災害時等の対応が、さらに強化されるものと思っております。

配水池につきましても、桜井系統から受水可能になるまでは、そのまま残して利用し、受水可能になった時点で直圧配水を行うため、廃止する予定でございます。

また、今後、奈良県水道経営統合及び事業統合の計画もあり、今後の進捗によっても状況が変わってくる場合がございます。以上でございます。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 詳細な答弁、ありがとうございます。

例えば、県営水道へ、令和2年度から転換されるということでございますが、住民への周知につきましては、いつごろ、どのようになされるのか、お答えいただきたいと思います。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） ただいまの御質問ですが、住民への周知につきましては、県営水道との打ち合わせを完了した後、議会へ説明させていただき、その後、安堵町の広報誌またはホームページ等でさせていただく予定をしております。以上でございます。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） どうも、ありがとうございました。

これを持ちまして、この県営水道への問題、転換につきまして質問を終わりたいところですが、令和元年6月の県議会におきまして、「県域水道の一体化について」ということで、自由民主党の樋口清士議員が一般質問をされていまして、かいつまんで言いますと、市町村間で施設整備の水準が水道料金等に違いがあることから、財政ルールを設定することが必要と考えており、令和2年度目標に覚書締結に向けて協議を行い、最終的に令和8年度の経営統合時までに県がリーダーシップを発揮し、課題整理をしたいと考えておるということで、令和8年には全域県営水道に転換するというような答弁をいただいております、うちの方

もそれに遅れることなく転換されるということです、また今後ともどうぞよろしくお願い致します。

以上で、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 令和8年に県営水道一本になるって、全市町村なるって、令和8年のことですか。

上下水道課長（廣瀬好郁） 8年に経営統合をするという目標で、今、奈良県が主導になりまして。

議長（森田 瞳） 今、増井議員の話では、8年には、料金の格差を是正するって、料金を見直して一本化するというようなことの話ではないんですか。

上下水道課長（廣瀬好郁） まずは、経営統合が令和8年。

議長（森田 瞳） それは、8年まで掛かるわけですか。

上下水道課長（廣瀬好郁） 8年まで、いろいろ、その、詰めないといけない話がありますので。

議長（森田 瞳） ということは、安堵町はもう令和2年からもう実施するわけやんな。

上下水道課長（廣瀬好郁） 県営水道を100%にしたいというのは、令和2年4月からなんです、奈良県、企業統合になるんです水道が、企業化になりまして、奈良県水道局みたいな形、企業局というのを立ち上げる予定にしているんです、今。

それに向けて、賛同する、賛同しないというのがあるんですけども、それが令和8年を目標に、今、進めている最中ということです。

まだ、ちょっと詳しい内容については、まだちょっと県の方からもございませんので、またあり次第、また。

議長（森田 瞳） はい。

上下水道課長（廣瀬好郁） 御説明はさせていただきます。

議長（森田 瞳） 増井議員、御心配のとおり、この県営水道への切り替えにいたっては、やはり、我々も、議会議員として、住民に説明する機会もございますので、またより深く、認識を持

つことが大事だと思います、これはね。

だから、委員会等を通じて、また特別委員会をも、やはり要望においては開催してですね、ちょっとまた、その辺の認識を深めていきましょうや、今後ね。我々、やっぱり、それについて、住民に説明しなければならない立場にあるから。それで、よろしいか。

2 番（増井敬史） どうもありがとうございました。そういうことで、今後とも、そういう認識を深めるための委員会を立ち上げるなりしていただいて、議長の仰せのとおりでございます。

議長（森田 瞳） はい。この質問は、これで終わります。

続いて、3 番「拉致被害者を救う会の映画『めぐみ』の小学校・中学校の上映について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、ただいまの増井議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のドキュメンタリーアニメ「めぐみ」につきましては、北朝鮮による拉致問題啓発映像として、政府拉致問題対策本部により企画・制作され、国内外への拉致問題啓発のコンテンツの一つとして活用されております。

県教育委員会からも各学校での活用促進についての依頼文書が届いておりまして、安堵小学校・中学校にも周知しているところでございます。

学校において、このアニメを活用する場合、教育課程上の位置づけが必要であります。

特に、小学校の場合、日本の歴史についての学習が、6 年生から初めて始まり、それまでの学年で拉致問題を教育課程に基づく各教科の中で、学習に取り入れるには、発達段階・また学習レディネスに難しさがあるというふうに考えております。

ちなみに、全国的な活用状況の調査でも十分な活用ができているのは、10%以下というような結果も出ておりまして、小学校現場では、その活用の仕方に苦心しているという面が見受けられると考えております。

しかしながら、6 年生で総合的な学習における平和学習や人権学習の視点として、このアニメの視聴も選択肢として検討されていくものと考えております。

中学校の方では、昨年度、人権学習、また学力向上の取組の一環としての学習の場であり
ます「HIRAKU 学習」の時間に、参加生徒がこのアニメ「めぐみ」を視聴したとの報
告を受けております。

今後、現在の実態も踏まえまして、児童生徒の発達段階やカリキュラムマネジメントを工
夫しながら、活用促進が図れるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） はい、議長。

前向きに取り組んでいただけるとの答弁をいただき、ありがとうございます。

6 月 25 日の産経新聞におきまして、これは小・中じゃなくて、公立高校の上映が 16 %
ということで、都道府県別の上映状況が色分けされて出ておりまして、奈良県は全く、未記
入、把握していないという状況でございます。

これは、県全体で、私どもは、高校、安堵町では小・中ということでなっておりますので、
積極的に、ぜひ取り組んで、この機会に取り組んでいただきたいと思います。

それで、私は教育関係につきましては、全く、専門的な知識を持っておりませんので教え
ていただきたいんですが、ただいまの答弁の中で、「発達段階・学習レディネスに
難しさがあります」とありましたが、どのようなものか、ちょっとわかりやすく説明を願
いいたします。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 発達段階、また学習レディネスについてでございますが、学習レディネスと
言いますのは、その学習への準備という意味でございまして、特に、小学生がこの拉致問題
を深く理解するためには、国と国との関係性であったり、あるいは歴史的な背景や国際情勢、
そういったところの知識が、まだ不十分なのかなという状況でございます。

そこに、活用の難しさがあるのではないかという考えでございます。以上でございます。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 今の答弁で、ちょっと私の感想とは異なりますが、私も実際、25分ほどのアニメの分と実写版を1時間ちょっと見させていただきましたけど、国と国との関係性であったり、歴史的な背景や国際情勢などの知識が、まだ不十分な状況であるということで、それが、視聴するのが難しいということですが、すごい、小学生でも、見てもわかりやすいようなアニメ作品になっておりまして、ぜひ、そう言わずに見ていただけたらなと、私自身は、個人的な意見ですが、感じますので、ぜひ、見ていただきたいと思います。以上です。

議長。

議長（森田 瞳） はい、続けてください。

2 番（増井敬史） すみません。続きまして、その「HIRAKU 学習」の時間とは、中学校における「HIRAKU 学習」の時間とはどのようなもので、このアニメ「めぐみ」を視聴された人数について、教えていただきたいと思います。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 「HIRAKU 学習」についてなんですけれども、これは安堵中学校の方で、毎週月曜日の放課後に希望者を募りまして、開催している学習会のことでございます。

年間を通して実施しておりますけれども、基本的には学習会なんですけれども、年に数回はレクリエーション的な軽スポーツであったり、DVDの視聴というものをしております。

昨年度、その中で、人権学習という意味合いで、このアニメ「めぐみ」を視聴いたしました。そのときは、一、二年生を中心に、約30名の参加生徒であったというふうに伺っております。以上でございます。

2 番（増井敬史） 議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） ありがとうございます。

一、二年生を中心に、約30名ということですが、中学校の全校生徒は何名いらっしゃる

んでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 現在、約130名程度でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） そしたら、その130名で30名が見られたということで、残り、100名の方も、ぜひ、視聴できるような機会を作っていただきたいと思います。

その点につきましては、どういう取組をしていただけるんでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 「HIRAKU 学習」の中で視聴いたしました。

この「HIRAKU 学習」というのは、先ほども言いましたように、希望者を募って参加しておりますので、その全校生徒ということになりますと、全校生徒が集う全校集会なりで上映するということになると思いますので、その辺は学校の方と、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） はい。ぜひですね、そういう、前向きに取り組んでいただきたいと思います。最後に、最後というか、小学校・中学校の教職員の方にも、このアニメ「めぐみ」

をですね、視聴していただきたいと考えておりますが、その辺の取組、また父兄、PTAの方につきましても、視聴を進めていただきたいと思いますが、その辺の取組についてどのように考えておられるでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長、どうぞ。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 教職員の視聴についてですけれども、今現在は、一部の教職員が視聴しているという状況でございますので、今後、全教職員がこのアニメを、まずは視聴するというようなことを検討してまいりたいと思います。

それで、また、保護者の方についても、視聴していただけるような機会を設けられるように、その方策を考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） ぜひ、全教職員の方、見て、25分ですので、すぐ見れると思いますので、よろしくお願いします。

アニメの方の質問は、以上で終わります。

議長（森田 瞳） はい。この質問は、これで終わります。

続いて、4 番「拉致被害者を救う会の啓発ポスターの掲示について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 増井議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、議員がお示しいただきました「政府拉致問題対策本部の啓発ポスター」ですが、このポスターの学校施設への掲示について、拉致問題に対する児童・生徒の理解度も考慮しながら、今後、周知・啓発の検討をしてみたいというふうに考えております。

また、これとは別に、北朝鮮による拉致問題を啓発するポスターといたしまして、法務省作成のポスターが、毎年、町の人権擁護担当部署であります総務課の方に送付されてきております。

これまで、小学校・中学校には、このポスターは掲示しておりませんでしたけれども、今後、総務課とも協議いたしまして、同様に学校施設への掲示周知・啓発を検討してみたいというふうに考えております。

質問の前段部分に対する私からの答弁は、以上でございます。

後段部分の公共施設への掲示周知につきましては、引き続いて、総務部長の方から答弁させていただきます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の公共施設の掲示につきましては、毎年、12月10日から16日まで、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められていることから、毎年、人権擁護の担当課である総務課に、法務省で作成されたポスターの掲示依頼が、奈良地方法務局からございます。

啓発週間の期間中、町の公共施設にポスターを掲示し、周知・啓発を行っているところでございます。

また、先ほど議員からお示しいただきました啓発ポスターを入手いたしまして、町の公共施設を始め、各大字の区長にも御協力をいただきまして、地元の公民館や集会所にも掲示し、通年的に、住民への周知・啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

2番（増井敬史） 議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 大変、前向きな答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

町の公共施設を始め、地元の公民館、集会所にも通年にわたり、掲示していただけるとの御答弁をいただきましたけれども、町の公共施設は何箇所あり、各大字や自治会の公民館や集会所は何箇所あるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） 施設の数でございますが、町の公共施設が13カ所、各大字の自治会の公民館や集会所は15カ所ございます。

合計いたしますと28カ所でございます。以上でございます。

2 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） どうも、ありがとうございます。

ぜひ、早急に受け入れの方、用意したいと思います。

まず、最後に、私のコメントと申しますか、ちょっとこの場を借りて、あれですが、この北朝鮮によります拉致被害者というのは、日本の国内で北朝鮮の工作員によりまして、中学1年生の横田めぐみさんが、バドミントン部の部活の帰りに行くえ不明になり、長い間、新潟県警による捜査にも、捜索にもかかわらず、どこに行ったかわからないというような状況が長年続き、あることによって、北朝鮮により拉致されたということがわかったと。約10年後であったと。そして、その後もずっとつらい、今から41年前ということですので、まさに、これは北朝鮮による国家の犯罪であるというふうに言わざるを得ないと。それは、政府も、国会の答弁でされているということでございます。

これは、まさに日本の国家の主権が、侵害されたと言わざるを得ない事件でありまして、そのほかにも、たくさんの拉致被害者の方もおられると。拉致された当時、中学1年生の1

3歳のめぐみさんが41年経過し、今では54歳になっておられると。こういう、長年、四十何年も経って、まだ解決していない、長い間に風化してしまったというこの問題を、ぜひですね、この質疑の機会を通じまして、今の小学校、中学生の方にも周知していただきたいと。それで、住民の方にも周知していただきたいというのが、今回の質問の趣旨でございます。ぜひ、この問題につきまして、また周知していただきたいと思ひまして、質問を終わりたいのですが、最後に、教育長に、どのように人権侵害問題について考えておられるのかお伺いしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 教育長、準備できていますか。

教育長（楮山素伸） はい。

議長（森田 瞳） ほんなら、教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。教育長の楮山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、増井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

拉致問題について、人権教育の視点から、どのように考えているのかというお尋ねだと思います。

まず、拉致問題については、国は拉致問題を人権侵害問題としての対処に関する法律の中で、国の責任として、その解決に向けて幅広い国民の理解と啓発を図るよう努めるとされており、その一つとして、啓発資料としてのアニメ「めぐみ」やポスターを作成されたものがあります。それを、さまざまな場で活用を通して、その関心や認識を醸成できるよう、協力を求められていると認識をしております。

北朝鮮における拉致問題について、私自身、一国民としての重大な人権侵害と捉えております。お尋ねの、人権教育の視点からについてではございますが、人権教育の課題は、昨今のインターネットやSNSを通じて人権侵害があるなど、多岐にわたっており、学校ではその実態に即して、さまざまな人権問題の課題を正しくし、そして正しく理解し、その解決に向けた学習を教育活動のあらゆる場で展開することが大切であると考えています。

そのことから、拉致問題は重要な人権教育の課題であることから、小・中学校という、

発達段階を配慮しながら、保護者や教職員も含めて、学習の機会を設けられるよう努めてまいりたいと考えています。以上です。

2 番（増井敬史） 議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2 番（増井敬史） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後になりますが、私も去年、こういう、ブルーリボンバッジを救う会から購入いたしまして、着用しておるわけですが、よくテレビで安倍首相始め各閣僚の皆様、議員の皆様が、バッジ下にちょっとつけておられるのを御存じだと思いますが、特にこの、そういう、ブルーリボンバッジの意味を御存じない住民の方も多数おられまして、実際、私も「このバッジ、何」というふうに聞かれた経験がございますので、ぜひ、皆様にもこの全拉致被害者の即時帰国を、即時、一括帰国を実現するという意思表示を示すブルーリボンバッジの着用、これ、一つ、700円だそうなんですけども、お願いしたいと思ひまして、この質問を終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。これで、2 番 増井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続けます。次に、1 番 松田議員の一般質問を許します。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田 勝） 議席番号 1 番 松田勝でございます。

まず、一点目は、「アライグマによる被害の実態と対策について」であります。

アライグマによる被害の実態は、年々、増加の一途をたどり、農作物への被害だけではなく、住居等、建物への被害も発生している状況でございます。

行政として、実態をどのように把握されているのか伺います。

また、行政としてアライグマの駆除計画を策定するなど、積極的な対策を実施する必要があると考えますが、どのような対策を考えておられるのか、伺います。

二つ目といたしまして、「台風、地震などの災害時及び犯罪発生時の臨時休校の基準について」であります。

登校前の臨時休校については、保護者の方は十分理解をされているものと考えておりますが、登校中、あるいは登校後の地震発生または重大犯罪の発生時には、どのような基準が設けられているのか伺います。以上、よろしくお願いをいたします。

議長（森田 瞳） はい。1 番「アライグマによる被害の実態と対策について」答弁を求めます。

事業部長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川事業部長。

（堀川事業部長 登壇）

事業部長（堀川雅央） 改めまして、おはようございます。事業部 堀川でございます。よろしくお願い致します。

松田議員の「アライグマによる被害の実態と対策について」、お答えさせていただきます。

まず、始めに、把握状況でございますが、毎年1回、有害鳥獣に関するアンケートを農家組合長宛に実施しておりますが、確かに「アライグマによる被害があった」との回答が増えています。

また、町で箱罟を貸し出していますが、4個の罟が、常時、貸し出ししているような状況で、今年に入ってからでも、当町が県の家畜保健衛生所に7匹の殺処分をお願いしたような状況でございます。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ただいま答弁をいただいたように、農作物への被害、また倉庫など、建物被害も、年々、増加してきております。町としてもですね、積極的な駆除対策が必要と考えておりま

すが、具体的に、どのような対策をお考えか伺います。

事業部長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。事業部長。

（堀川事業部長 登壇）

事業部長（堀川雅央） 町といたしましても、平成28年度にアライグマの被害対策を総合的に推進するために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第18条第1項の規定に基づき、「安堵町アライグマ防除実施計画」を策定し、農林水産大臣及び環境大臣による確認を得たところでございます。

これによりまして、住民の方に安易な研修を受けていただき、箱罾を設置し捕獲することが可能となっています。

また、町といたしましても、貸し出し用の罾を準備するとともに、箱罾購入の補助要綱を平成28年度に作成しており、被害の拡大防止に努めているところでございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ただいま説明がありましたように、町として、安堵町のアライグマ防除実施計画と策定されてですね、積極的に取り組まれてきておるということは、理解をいたしましたけれども、被害がですね、一向に減少していない状況でございます。

多くの住民の皆さんにも、この駆除対策に参加いただけるようなですね、さらに有効的な駆除対策が必要と考えます。そこですね、安堵町におきましては、農業委員会であるとか、区長会といった、いろんな体験等をなさっておりますから、そういったところにもですね、協力を求めながら、要は対話等を含めたPR活動、こういったものを含めてですね、いろんな対応をする必要があると思います。さらにはですね、箱罾、先ほど、4つ準備していただいているということでしたけれども、安堵町、狭しと言えどもですね、4つの数ではですね、対応し切れないと思いますので、その辺の設置数の増についてもですね、考えていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい、部長。

（堀川事業部長 登壇）

事業部長（堀川雅央） 町といたしましても、アライグマの被害に遭われた方からの苦情や御意見等を受け、対応に苦慮しているところでございます。

議員御提案の農業委員や自治会長への協力依頼につきましては、今後、会議が開催されるときに御協力をいただけるように、この防除計画の説明をさせていただきたいと考えています。

また、町といたしましても、今年度中に箱罌を2個追加購入する予定でございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかく、箱罌ですね、増設するということでお聞きしましたけれども、予備が増えるとなるとですね、罌を仕掛けることによって駆除できる建物が、増えるというふうに考えています。ぜひ、よろしくお願いをいたします。

また、2つということじゃなくてですね、状況に応じて、さらに増やすということも考慮していただきますようお願いを申し上げます。

また、罌の設置に当たりですね、アライグマの出没情報を町でまとめていただいて、その情報をもとに罌を設置していくということも含めてですね、検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

事業部長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。事業部長。

（堀川事業部長 登壇）

事業部長（堀川雅央） 町所有の罌を増やす件、また情報集約の件でございますけれども、これらにつきましても、農業委員や、自治会長への協力依頼のときに、加えて御相談させていただきた

いと考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） その件とは別にですね、現在、箱罟を借りて設置するわけですが、捕獲したアライグマをですね、役場に持ってくるように取り決めといいますか、なされているように考えているんですけれども、それぞれ、いろんな人の事情がありますよね。例えば、年齢、軽トラックなりを所有していない、ということになれば、当然、運搬については、非常に困難になるというふうに考えております。

そういうような、いろんな事情をお持ちの方も、積極的にはしない。こういったアライグマの退治、捕獲ですね、それができるような対応についてもですね、今後、考えてみていただきたいと思いますけれども、そういったことも可能でしょうか。

議長（森田 瞳） はい。部長。

（堀川事業部長 登壇）

事業部長（堀川雅央） 議員御指摘のとおり、基本的には捕獲した状態で役場まで持ってきていただくことになっていますが、現在でも、状況をお伺いして、臨機応変に対応させていただいているところでございます。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員

1 番（松田 勝） さまざまな情報集約のもとに、箱の設置場所、あるいはまた、餌の特定をすることでですね、そういったいろんな情報を踏まえて、町民と一体となった駆除が必要と考えますので、今後とも協力の方、よろしくお願いをいたします。

また、…ますので、先ほども言いましたように、それぞれ、状況に応じた対応をしていただけるということも含めてお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。松田議員の一般質問、途中でございますけれども、ただいま１１時１０分でございます。１１時２０まで休憩したいと思います。

よろしくお願いいたします。

休 憩（午前１１時１０分）

再 開（午前１１時２０分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開いたします。

続きまして、松田議員の質問、２番「台風、地震などの災害時及び、犯罪発生時の臨時休校について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、松田議員の質問にお答えします。

まず、地震発生時の対応についてですけれども、深夜０時以降から登校前までに震度５以上の地震が発生した場合には、臨時休校の措置を取ります。

また、登校後に同様の事態が発生した場合については、原則として、下校措置を取りますが、状況によっては、学校内に待機させることも想定しておりまして、その時々状況に応じて、町教育委員会と学校、また町の防災担当部長である総務課とも協議しながら、最善と考えられる対応措置を取ることになります。

このことにつきましては、気象警報発令時の対応とともに、保護者宛文書にて周知しております。

しかしながら、まさに、登校の時間中に地震が発生した場合につきましては、その時点での児童生徒の状況というのがさまざまなケースが想定されます。

また、被害状況もさまざまな状況が予想されますので、一定の対応基準ということを決めるのは困難な状況にあるというふうに考えております。

したがって、明文化した基準というのがございません。そのときどきの状況に応じた、対応判断が必要になろうかと考えております。

次に、重大犯罪等が町内や近隣で発生した場合についてでございますが、これにつきましても、その状況というのがさまざまなケースが考えられますので、一定の基準を設けて対応するということは、困難であるというふうに考えております。そのときどきの状況に応じて、児童・生徒の安全確保につきまして、警察や町の防犯担当部署でございます総務課と協議しながら、対応することになるというふうに考えられます。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員、どうぞ。

1 番（松田 勝） 今年、6月にですね、大阪府吹田市の方で警察官が拳銃を奪われ、その犯人が拳銃を所持したまま逃走し、しばらく確保されなかったという事件がありました。

もし、同様の事件が安堵町近隣で発生した場合には、どのような対応になるのか伺います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） 教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） ただいまの議員の御質問の場合ですね、安堵町の近隣というのを、どの範囲まで想定するのかというのが、非常に難しい判断になろうかと思えますけれども、少なくとも、安堵町内、あるいは隣接の市町村において、御指摘のような重大な事件が発生した場合につきましては、登校前の時間帯であれば、緊急に臨時休校と、措置をとることが適切だと考えられ、保護者宛の電子メールで通知することになると考えられます。

登校時間帯であれば、児童・生徒の安全を確保するということを最優先に、警察等と連携して、また警察のその指示を仰ぎながら対応することになると考えられます。

登校後であれば、当面は学校内に待機をさせて、校門の出入り口を厳重に注意するということの対応になるかと考えられます。

いずれにしても、重大犯罪が発生した場合には、警察等と連携を密にしながら、保護者への連絡も密にして対応することになると考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 登校途中の問題はですね、今仰られたように、非常に判断が難しい状況だとは思いますが、ただ、明文化した基準も何もないということですので、要は何か、まとまった整備をする必要があるというふうには考えます。

例えば、事態によってはですね、既に登校した者、それから登校途中のある者、これから、自宅におって登校しようとしている者の3種類に分類できると考えます。

例えば、登校した者は学校での保護対象になるでしょうし、登校途中にある者は、多分、子供の判断だけで、周りの大人の判断、家に帰ってくるというふうに思います。

特に、現在の登校についてはですね、見回り活動のボランティアによるですね、活動を主にされておるんですけれども、そういった人たちに頼っていくことが考えられますので、そういった、ボランティアの活動についてもですね、どのようにしようというのか。例えば、子供が大人を頼ってきたときに、その大人がどういうことをいう、答えをしゃべるのかということが非常に大事にはなってくると思います。

ですから、そういったボランティアの方々の指導についてもですね、どのように、今後、考えていこうとされているのかということだけちょっと伺いたいと思います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） ただいまの議員の御質問なんですけれども、登校時間中における地震の発生あるいは重大事件の発生、この対応について、さまざまなケースが想定されますので、今後、学校あるいは学校ボランティアの方々との懇談や連絡時に、指導というのがなかなか難しいかと思うので、「お願い」として、今後、呼びかけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

1 番（松田 勝） 特に、今仰った、ボランティアの方へのお願いということについてはですね、行き違いのないのんだけお願いをしておきたいと思います。

さらにですね、8人の児童が亡くなった大阪・池田小学校での乱入事件以来ですね、さまざまな、学校での訓練というのが実施されているようですけれども、安堵町におきましては、こども園・小学校・中学校でですね、どのような訓練が実施されているのでしょうか伺います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 議員御指摘の大阪の池田小学校の事件でございますが、もう十数年前かなというふうに思います。

事件発生当初におきましては、全国的にも、そういった不審者進入に関わる訓練というのが活発に行われたという状況でございました。

その後、安堵小学校・中学校でもですね、教職員の異動等もありまして、そういった教訓が生かされるように、再度、意識喚起ということも考えまして、昨年度、町立学校の教職員対象の夏季研修会で、西和警察署の協力もいただきながら、不審者進入対応についての研修を行いました。その際に、「さすまた」の使用方法など、実践的な実技指導も実施いたしました。

現在、安堵町小学校・安堵中学校において、不審者進入を想定した定期的な訓練というものは実施しておりませんが、安堵こども園においては、不審者の侵入を想定した訓練というものを実施しておるというふうに聞いておりますので、今後、小学校・中学校においても、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、児童・生徒の安心・安全への取組というのは、今後も大切にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） このような大きな事件でもですね、年数の経過とともに、どうしても忘れ去られていくというようなことになってきます。

ですから、今、改めてですね、もう一度思い浮かべて、子供・生徒の安全確保のためにはですね、せめて年1回、先ほど、こども園の方では、毎月、大体、やられておるというふうなことですけれども、小学校・中学校におきましても、せめて年1回はですね、やっぱりこういう訓練を実施し、例えばどこに何が置いてあるのか、ねえ、行って、見られた方がわからないというのでは、実際に役に立たないわけですから、年に1回やっておけば、どこに何が置いてあっても把握できますから、そういったことも含めて、せめて年1回は訓練を実施していただきたいというふうに考えております。

また、「さすまた」以上にですね、何か有効な道具があれば、また購入をしていただいて、それも活用すると。当分まで、先生の教育をせなあかんというようなことになるんですけども、要は、実際、いろんな体験をして体を動かして、体で覚えていくというね、そういうふうなことを、やっぱり、訓練では重要としてですね、認識をしていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

これで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、1 番 松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、6 番 島田議員の一般質問を許します。

6 番（島田正芳） 議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員。

（島田議員 登壇）

6 番（島田正芳） おはようございます。議席番号6 番 島田正芳でございます。

私は、2 問、質問をさせていただく予定でしたけれども、2 問目の「学年ごとの教材はどのようにして選定されておりますか」という質問については、話し合いで合議いたしましたので、取り下げさせていただきます。1 問のみ、質問させていただきます。

「防犯カメラの設置について」。

現在、町内各所に防犯カメラの設置を計画されておりますが、一箇所当たりの設置費が、大体、1 0 0 万ぐらいの費用が掛かると聞いております。それでは、予算的に主要な場所しか設置できないのではないかと思います。効率よく、密に設置できるためには、どのような方策を考えておられますか。よろしくお願いいたします。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、島田議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラは、安堵町の「街頭犯罪の防止、犯罪の抑止及び治安維持の促進」を目的に、昨年度より、3 カ年で設置する計画としております。

防犯カメラの設置費用につきましては、平成3 0 年度実績で、設置費と5 年間の保守点検、故障修理及び部品交換を含めて、1 台当たり8 6 万4, 0 0 0 円でございます。

町が設置する街頭防犯カメラについては、要綱で「防犯カメラの撮影対象区域は、公共の場所または公共施設において必要と認められる場所とし、特定の個人及び建物を常時監視することがないように配慮し、設置目的を達成するために、必要最小限度の撮影対象区域及び台数であること。」を規定しております。

また、防犯カメラ及び記録画像は、その記録が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、安堵町個人情報保護条例の目的に従って、適正に取り扱わなければならないことから、安易に画像を取り出して再生できないような機種を選定する必要があるとございます。

町で計画しております防犯カメラの設置は、来年度で完了いたします。その後におきましては、特に必要であると思われる箇所が発生した時点、及び設置した街頭防犯カメラを更新する時点で、設置場所を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員。

6 番（島田正芳） ありがとうございます。今、防犯カメラは、大きく進化を遂げております。比較的安価で、性能のよいものもたくさん出ております。今回のお考えの比較的高価なものをメインとして使用していただき、サブとして、市販のリーズナブルのものを使用して、広く防犯効果のあるように、少ない予算で効果の上がるような方向性を考えていただきたいと思います。

近年、安価のものでもサイクルで動画ができ、また充電はソーラーで供給でき、3日から5日、1週間ぐらいのデータが保持できる、なおかつ、本体の強靱なものもあります。

以上、そのようなものがありますので、サブとして規制をしていただき、広範囲にわたるような設置を考えていただけないでしょうか。以上です。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） 議員御提案の防犯カメラも設置することで、犯罪等の抑止効果は有効であると認識はしております。今後、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（島田正芳） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。島田議員、どうぞ。

6 番（島田正芳） 以上、これで終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。これで、6 番 島田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、3 番 三浦議員の一般質問を許します。

3 番（三浦 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。三浦議員。

（三浦議員 登壇）

3 番（三浦 博） 3 番 三浦博でございます。私の質問は、2 問でございます。

まず、1 問目ですが「自治会館、公民館のバリアフリー化に伴う町の費用補助について」ということで、前回、私が6月議会で自治会館、公民館のバリアフリー化について質問をいたしました。それに対して、財源の確保も必要ですので、近隣市町村の状況を踏まえながら検討する旨の回答をいただきました。

そこで、前回に引き続き、質問をいたします。

次の2項目について伺います。

一つは、その後の進捗状況と今後の見通しについて。

二つ目は、平成31年度の一般会計予算では、自治会の補助金として248万円が計上されております。それで、この内訳と執行状況についてお伺いしたいと思います。

2 問目は、安堵町の避難所マップではですね、16カ所の公民館、集会所、自治会館が、緊急避難場所となっています。これらの施設の現状把握と改修・改築・補修に関わる整備費用の補助は、必要なことではないかと思います。

そこで、安堵町避難マップは、緊急避難場所16カ所、指定避難場所は9カ所となっています。中でも、各地域の自治会が日常的に維持管理をしている公民館8カ所、集会所4カ所、自治会館4カ所が緊急避難場所として、その役割を果たしております。

そこで、次の4項目について伺います。

一つは、公民館、集会所、自治会館、名称は違いますが、行政上の扱いに差異があるのでしょうか。

二番目、施設の土地、建物の名義は、どうなっているのでしょうか。

三番目、施設の電気、ガス、水道の公共料金の支払いについて伺います。

四番目、安心・安全の町づくり、防災上の観点から、過去の経緯も踏まえつつも、今日的に、今後の町全体の危機管理体制に関わる問題として解決すべき課題と考えますが、町の認識と所見についてお伺いします。以上です。よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） はい。1 番「自治会館、公民館のバリアフリー化に伴う町の費用補助について」答弁と求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） 三浦議員の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の質問にお答えいたします。

地域の公民館や集会所につきましては、基本的には地域で建築し、維持・補修をされておられます。このことは、どこの地域であっても同様でございます。

しかしながら、一時的な避難場所として、地域の公民館や集会所に自主避難していただくようハザードマップにも記載しております。そのためには、災害の発生が予想されるときに、高齢者や避難困難者が、利用しにくい環境であってはならないことから、バリアフリー化に関しましては、今後、町といたしましても考えていく必要があると認識しております。

しかし、同時に、経費が掛かることから、町といたしましても、宝くじの社会貢献事業のコミュニティ助成事業を活用したいと考えております。

次に、二つ目の質問にお答えいたします。

自治会補助金の内訳でございますけれども、区長活動費補助金として214万5,000円、区長会補助金として20万円、区長会研修参加負担金として13万5,000円を計上しております。

その執行状況につきましては、区長活動費補助金として213万8,000円、区長会補助金として20万円、区長会研修参加負担金として13万5,000円を執行しております。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。三浦議員。

3番（三浦 博） ただいまの答弁ではですね、前回も、私、同じ項目で、バリアフリー化に限定した質問をしておりますので、今回の答弁も、バリアフリー化に限定されて言っているように受け取れます。それと同時に、バリアフリー化も町の責任で100%行うべしということではありません。あくまでも、この費用を、町内で、お伺いしておるわけです。

そこで、改めて確認しておきたいんですが、今日、自治会館、公民館、集会所をですね、どこの自治会でも申し上げましたけども、防災危機管理機能を果たしている役割以外に、日常的に住民の地域コミュニティ、交流の場、高齢者の交流の場の拠点になっているという役割からすれば、総合的に自治会館、公民館は維持管理に関しては、補修・修繕・改造・改築などの整備費の補助を、再度、バリアフリーだけではなくて、維持管理に必要な諸費用の補助ということで、もう一度御検討を願いたいと。しかも、近隣町村がもう既に、実施されているということですので、前回、御答弁をいただいたように、引き続き、御検討を願いたい。

そして、あえて予算執行でないのを知ってお聞きしましたのは、前回の答弁では、町はソフト事業の面でフォローをしておって、ハード面のことには、あまりフォローはしておりませんという答弁でしたので、予算書を見ましたら、やっぱり計上されておられません。

これやったら、ハード面でも町が関わっているということに、言えると思いますので、引き続きですね、整備、今日のことについて、積極的に御検討願いたいと思います。

議長（森田 瞳） はい。総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） 防災における危機管理の問題も含めまして、公民館、集会所については、総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、近隣の町で、公民館、集会所の改修・改築などの整備費用を補助しておられるところもあることは承知しております。

そういうことも参考にして、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

3 番（三浦 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。三浦議員。

3 番（三浦 博） 引き続き、よろしく御検討をお願いしまして、第一問目の質問は終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて、「安堵町避難所マップでは16カ所の公民館、集会所、自治会館が緊急避難場所となっています。これら施設の現状把握と改修・改築・補修に掛かる整備費用の必要なことではありませんか。」答弁を求めます。お答えください。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、三浦議員の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の質問でございますけども、公民館、集会所、自治会館はいずれも地域で管理していただいている施設でございますので、行政上の取り扱いについて差異はございません。

次に、二つ目の質問の、施設の土地、建物の名義でございますけども、町名義の土地といたしましては、大型住宅開発等により、便宜的に町の名義になっているものは8件ございます。その他の土地につきましては、地縁団体及び共有地の名義となっております。

建物につきましても、同じく、大型住宅開発等により、便宜的に町の名義になっているものは6件ございます。

その他の建物につきましては、地縁団体名義及び未登記となっております。

次に、三つ目の質問の、公共施設での料金の支払いにつきましては、各地域の自治会で負担していただいております。

次、四つ目の質問でございますけども、地域の公民館や集会所は、基本的に地域で維持管理をしていただいております、ふだんからそのような努力をしていただいているところでございます。

しかしながら、防災上の地域の公民館や集会所における危機管理の果たす役割は、非常に重要であることは認識しております。

今後、危機管理の問題も踏まえまして、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。三浦議員、どうぞ。

3番（三浦 博） 一番目の質問と併せてですね、防災上、危機管理上の問題も含めてですね、公民館、集会所、自治会館、これらが果たしている役割については、認識は共有できたと思いま

す。そこで、積極的にこの町の費用補助について、引き続き、御検討いただけますよう、よろしく願いいたします。以上で、質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。ただいま、三浦議員の一般質問にもございました。

我々、議員も住民の安全・安心を非常に重要視しております。

特に、防災上の観点から申し上げましても、大字の公民館、そして集会所等の避難所としての機能・活用について、併せて住民の身近な施設が有効に活用されることについてということで、三浦議員も一所懸命、今日、質問をされました。

こうしたことに鑑みまして、我々、議会といたしましても、この内容等について、もっと深く認識をしたいということの希望を持ちまして、特別委員会で検討していきたいということに考えたいと思いますが、そこでお諮りします。

全議員が委員となり、9人の委員で構成する大字公民館等の避難所等、機能及び活用検討特別委員会を設置し、同委員会で協議することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。異議なしと認めます。

よって、全議員で構成する、大字公民館等の避難所等、機能及び活用検討特別委員会を設置し、同委員会で協議することに決定いたしました。

これで、三浦議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、お諮りいたします。

かねてから、我々議員も懸念していたことですが、子供の町内外への転出が甚だしく、よその市町村への転出、そうしたことの防止、そして子供たちが望んでいることとして、子供の町内外からの転入のことについて、非常に問題視されております。

議会といたしましても、その有効な施策を全議員が委員となり、9人の委員会で構成する子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会を設置し、同委員会で協議することの、今回の福井議員の質問にもございました、子供をやはり重要視しなければいけないというようなことに鑑み、これも同委員会で協議していこうということで、特別委員会の設置を求めるものでございます。

この設置に関しまして、するということで、皆さん方、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会を設置し、同委員会で協議することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) ただいま設置いたしました特別委員会の正副委員長を互選するため、暫時、休憩いたしますのでお待ちください。

休 憩 (午前11時56分)

再 開 (午前11時58分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど設置いたしました特別委員会の正副委員長を申し上げます。

「大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会」委員長に大星成司議員、副委員長に三浦博議員。

「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会」委員長に福井保夫議員、副委員長に浅野勉議員、以上、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、9月26日、午前10時開会を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

散 会

午前11時59分
